明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇四
	学校薬剤師の率	一・〇五	一・〇八	一・一〇	一・一六	一・一七
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・一二	一・一二	一・一二	一・〇八	一・〇九
	学校薬剤師の率	一・一四	一・一七	一・一七	一・二五	一・二二
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・一二	一・一二	一・一二	一・〇八	一・〇九
	学校薬剤師の率	一・一四	一・一七	一・一七	一・二五	一・二二
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇一	一・〇一	一・〇二	一・〇三	一・〇四
	学校薬剤師の率	〇・九九	〇・九九	一・〇〇	一・〇二	一・〇三
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇〇	一・〇一	一・〇一	一・〇二	一・〇三
	学校薬剤師の率	一・〇〇	一・〇一	一・〇一	一・〇二	一・〇三
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇〇	一・〇〇	一・〇一	一・〇一	一・〇一
	学校薬剤師の率	一・〇〇	一・〇〇	一・〇一	一・〇一	一・〇一
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
	学校薬剤師の率	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から平成三十年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二年十月一日から平成三十年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。

○文部科学省告示第六十六号

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第五条第一項及び第三項の規定に基づき、専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日

文部科学大臣　林　芳正

専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示

専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）	（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）
第一条　専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第百七十五号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数（以下この項及び第五項において「最小専門職大学院別専任教員数」という。）又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき一人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員を置くものとする。ただし、法科大学院を置く大学が、一の研究科に当該法科大学院以外の法学を履修する専門職学位課程を置く場合には、当該法科大学院以外の法学を履修する専門職学位課程の最小専門職大学院別専任教員数を七とする。	**第一条**　専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第百七十五号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数（第四項において「最小専門職大学院別専任教員数」という。）の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき一人の専任教員を置くものとする。
2　専門職大学院設置基準第五条第三項に規定する博士課程を担当する教員以外の専任教員を兼ねることのできる者の数については、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条第一項の規定により修士課程に置くものとする専任教員の数までとする。	［項を加える。］